

(高度注意義務)

3. 東京地裁 平成 14 年 2 月 12 日判決

(棄却、東京高裁平成 12 年(ワ)15961 号) TAINS コード Z999-0076

税理士に善管注意義務違反があり、相続税の修正申告に伴い発生した加算税や延滞税を支払うよう求めた損害賠償請求が棄却された事例

《事実の概要》

原告である弁護士 X は相続人甲から、被相続人丁の遺産分割協議書の作成について委任を受け、さらに相続税の申告業務を受任した。

原告 X は遺産分割協議書を作成後、法定申告期限の 10 日前頃までに、関係書類を準備し、被告税理士 Y に相続税の申告業務を依頼した。

被告 Y は申告期限の 4 日前に相続税の申告書を完成させ、原告 X を通じて、相続人らの押印を得て、翌日に申告書を税務署長へ提出した。

その後税務調査により、債務控除すべき金額に将来の未払利息も含まれていたことが発覚し、修正申告を行うこととなり、原告 X は相続人らから加算税や延滞税の支払いについて責任を追及され、1,200 万円を支払うこととなった。

原告 X は、被告 Y に対して、被告の善管注意義務違反が原因である旨主張し、損害賠償請求訴訟を提起した。

《判決の要旨》

被告 Y が申告書の作成を頼まれ資料の送付を受けた頃は、既に相続税の申告期限が間近に迫っており、申告期限を経過すると減税の特例が受けられないばかりでなく、無申告加算税等が賦課される可能性もあり、申告書の作成にそれなりの時間を要することが避けられなかったことが容易に窺えるのであって、被告 Y が土地の評価について正確な調査をしなかったことは、誠にやむを得ない事由があったものというべきであり、概ね高めの評価額で申告した被告 Y の措置については、申告期限を遵守することを優先し後日還付が受けられるものであることから、相続税の申告業務の受任者として善管注意義務に欠けるところはない。債務控除の対象となるべき金額については、原告 X 自身が未払利息を含んだ債務金額であると認識していたことは明らかであり、弁護士である原告 X の作成した遺産分割協議書等に従って申告書を作成した被告 Y が、善管注意義務違反を問われることはない。